



欧州ビジネス協会
新会社法 821 条に関する意見
2005/05/31

1. 会社法への新会社法 821 条導入がもたらす経済的影響は多大なものである。欧州の金融業企業(特に証券及び資産運用会社)だけでなく、一部の法律事務所、プロジェクト管理企業、薬品企業、貿易企業、その他日本に資産を所有する多くの企業は、外資企業の特定の目的をもった支店として日本に設立され、従って新会社法 821 条に影響される可能性がある。欧州ビジネス協会(EBC)の会員が当件についての通知を受けてからの 2 日間で、回答者の 30% を占める(回答した会員は半数にすぎないが)欧州の企業 50 社以上が、新法の結果、再編を余儀なくされ、財政上の損失を被ることになると報告してきた。実際の数はいくらも大きいものだと考えられる。

2. 新会社法 821 条修正条項が多くの企業に確認されたのは、衆議院議会において承認されてから大分後であり、参議院議決に提出されるわずか数日前である。この条項に対する情報、理解の不足によって、外資企業は行政上不確定で困難な状況に置かれている。

3. 法人格変更は困難で費用がかかる。その上、日本において活躍している多数の外資企業が法人格変更を 18 ヶ月間で完了することは不可能である。現存の繰越税は、損失になり回復不可能になる。不動産その他の資産の移転には消費税が伴う。評価損は現実化し、資金供給が必要となる。全ての従業員契約が更新され、年金計画は改訂されなくてはならない。全ての顧客契約は更新が必要になる。

中堅企業の再編成にかかる費用は、多様な再登録費、資産登記税、公示、事務用品などの一般管理費だけでもおよそ 500-1000 万ユーロである。繰越税、不動産その他の資産の移転にかかる消費税、信用喪失、人事費など、企業により多様だが、一社につき数億ユーロになると予想される。当協会への回答者 50 社だけでも、最低の総額は数十億ユーロになるといってよいであろう。これらの欧州企業に課せられた費用の全ては、日本の消費者に何らかの形で影響を与えることになる。数社はこれらの財政困難に直面したら日本からの撤退を考えねばならないと述べている。

4. これらの多くの会社の設立形態が、日本の規制環境に基づく要求に合わせて整備されたものであることに留意することが非常に重要である。例えば、欧州では、ほとんどの金融関連企業はユニバーサルバンキングシステムの下、一つの企業として業務を遂行している。日本においては、証券取引法 65 条により銀行が証券業務を行う、また、証券会社が銀行業務を行うことが禁止されているため、別々の企業を設立しなければならない。一つの本店の下で、二つの支店を登録することは困難であるため、証券業務を行う日本支店を統括する目的で、通常、欧州に日本の事業を行う目的を主とする特別な法人が設置された。こうした措置は、まず大蔵省の、続いて金融庁の十分な理解および容認の元で採用された。

5. この法律により影響を受ける外資系企業のほとんどは、規制上、国内同業者と同様、厳重に指導されている為、新会社法 821 条の導入すべき理由を理解するのに苦しむ。商法 482 条は十分役割を満たしており、これを廃止すべき合理的な理由を見出すことができない。



6. また、**新会社法821条がサービスの貿易に関する一般協定第16条第2項(e)の規定に適合しているか否かについて懸念がある。**事実、同条は法人格の種類について制限を加えるものであるからである。金融分野においては、**事業進出方法としての法人格形態について制限を課す権利を日本国政府が有すると解することは可能であると理解しているが、これは慎重な検討を経た上で事実上、やむを得ない理由があると判断された場合のみ正当である。**821条の導入に対しては、**金融サービス事業者は、金融庁の全面的な監督下にあり、資本の充実に厳しく指導されている為、正当性を欠いていると考えている。**

7. この問題の最善の解決策は、**新会社法に商法482条をそのまま導入することである。**現行規定下において、**外資系の企業は会社組織の法人格変更を行わずに日本における業務を継続することができるからである。**この問題を**速やかに解決すれば、日本国政府が対日投資促進政策を取り組んでいる最中に、日本に対する投資家の信頼を損なわずにすむ。**また、それによって、**世界貿易機関（WTO）への提訴、多くの困惑や膨大な費用を要する組織再編、また場合によっては重要な在日外国企業の日本からの撤退も回避できる。**